

子育て世帯生活支援特別給付金（低所得世帯分）の支給による子育て支援

◇電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、子育て世帯の生活を支援します。

事業費 16,882千円
財源 県補助10/10

▶ 対象児童

高校生以下の児童（平成17年4月2日から令和6年2月29日までに生まれた児童）※障がい児は、20歳以下が対象（平成15年4月2日生まれ以降）

▶ 支給対象者

※令和5年3月31日もしくは令和5年4月1日以降の児童を養育することになった時点で飯田市に住所を有する者

【令和5年度分住民税均等割のみ課税者】

- ① 令和5年4月児童手当又は特別児童扶養手当を受給された方（公務員を除く）
- ② 令和5年4月から令和6年2月までの児童手当又は特別児童扶養手当の認定を新たに受けられた方等（公務員を除く）
- ③ 上記①、②以外で対象児童を養育されている方（所得制限で児童手当が支給されない方、高校生以上を養育する方、公務員等）

【家計急変者】

- ④ 対象児童の養育者で、令和5年中の収入が減少し住民税均等割のみ課税相当の収入となった方

※低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（国給付金）の算定対象児童は、当該給付金の対象児童となりません。

▶ 支給額

児童1人当たり30,000円

▶ 支給方法

支給対象者①、②の方 …… 令和5年10月上旬以降通知及び申請書を送付しますので、申請手続きをお願いします。

支給対象者③、④の方 …… 令和5年10月上旬以降に申請期間、申請に必要な書類等について周知しますので、申請手続きをお願いします。

▶ 支給時期

■ 支給対象者①、②

- 通知等発送 令和5年10月上旬から
- 受付開始 令和5年10月上旬から
- 第1回支給 令和5年10月中旬から（予定）
- 受付期限 令和6年2月末日
- 最終支給 令和6年3月下旬

■ 支給対象者③、④

- 制度周知 令和5年10月上旬から
- 申請書受付 令和5年10月上旬以降随時
- 支給日 申請受付後（随時）
- 受付期限 令和6年2月末日
- 最終支給 令和6年3月下旬

▶ お問い合わせ

健康福祉部 こども家庭課 ☎ 0265-22-4511 内線5737

子育て世帯生活支援特別給付金（低所得世帯分）の支給による子育て支援

○養育者の住民税課税状況等（所得要件）	新たに支給する給付金（R5.10～）		支給中の給付金（R5.6～）		※所得要件に該当する場合に、給付金を受給できます。（給付金の受給は、1回に限ります。）
	県		国		
	低所得世帯分	児童1人あたり 3万円	その他世帯分	ひとり親世帯分	
住民税課税者					
住民税均等割のみ課税者 （住民税所得割非課税者）	190世帯 400人 ※見込み	○ （確認書提出もしくは要申請）	×	×	飯田市において児童手当の認定を受けている方へは確認書を送付します。
家計急変者 （住民税均等割水準）	60世帯 100人 ※見込み	○ （要申請）	×	×	物価高騰の影響により、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割水準の収入となることが見込まれる方。
家計急変者 （住民税非課税水準）	1世帯 1人 ※8月末実績	×	○ （要申請）	×	物価高騰の影響により、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となることが見込まれる方。
ひとり親世帯家計急変者 （児童扶養手当受給水準）	33世帯 99人 ※8月末実績	×	×	○ （要申請）	物価高騰の影響により、令和5年1月1日以降の収入が急変し、児童扶養手当受給水準の収入となることが見込まれる方。
住民税非課税者	9世帯 18人 ※8月末実績	×	○ （要申請）	×	
※令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）受給者	380世帯 720人 ※8月末実績	—	○ （申請不要）	×	
※令和5年3月分児童扶養手当受給者（令和5年4月分受給者含む）	767世帯 1,198人 ※8月末実績	—	×	○ （申請不要）	